

～気候変動枠組み条約～

UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change)

文責：新妻健 根本隆史

「気候変動に関する国際連合枠組み条約」

- ・ 1992 年 5 月採択、1994 年 3 月発効
- ・ 契機—IPCC 第一次報告
- 1、意義：温暖化問題に国際的規模で対処するための最初の枠組みの確立
- 2、目的（第 2 条）：気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準において大気中の
温室効果ガスの濃度を安定化させること
- 3、原則（第 3 条）
 - ・ 共通に有するが差異のある責任（Common but differentiated responsibility）
—先進国と途上国の対立
 - ・ 予防原則（Precautionary Principles）
—科学的不確実性との兼ね合い
 - ・ 持続可能な経済成長（Sustainable Development）
—途上国への配慮
- 4、手段（第 4 条、第 12 条）
 - ①、全締約国（途上国も含む）
 - ・ 温室効果ガス（モントリオール議定書の規制対象物質を除く。以下同じ）の人為的排出及び吸収源による除去に関する目録の作成、通報
 - ・ 気候変動緩和のための措置を自国で計画、実施、公表、定期的に更新
 - ・ 全ての関連部門での温室効果ガス排出抑制、削減、防止技術や方法の開発、普及
 - ・ 温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の持続可能な管理、保全
 - ・ 気候変動に関する教育、啓発を促進し、これらへの広範な参加を奨励
 - ②、附属書 I 国（先進国と経済移行国）
 - ・ 温室効果ガスの排出抑制、吸収源・貯蔵庫の保護・強化といった気候変動緩和政策を採用、措置をとる。これは他の締約国と共同で実施することができる。温室効果ガスの排出量を 1990 年代の終わりまでに従前の水準に戻すことが排出の長期傾向を修正するのに寄与するとの認識（4 条 2 項(a)）
 - ・ 条約発効後 6 ヶ月以内に政策、措置、結果予測を通報。これは温室効果ガスの排出量を(a)のいう期間内において 1990 年の水準に戻すという目的をもつ（4 条 2 項(b)）
 - ・ 第 1 回締約国会合において、(a)及び(b)の規定の妥当性について検討する。2 回目の検討は 1998 年 10 月までに行い、その後は一定の間隔で、この条約の目的が達成されるまで行われる。（4 条 2 項(d)）

- ・ 対応措置を実施することで悪影響を被る脆弱な国の事情に特別な配慮を払う。

(4 条 10 項)

<②のポイント>

1、対象物質について

- ・ 日欧：CO₂のみを主張
- ・ 米、豪、カナダ：全ての温室効果ガス（モントリオール議定書対象以外）を主張
⇒米側の方を採用、ただし暗黙の了解あり

2、目標年次・目標水準について

- ・ 日欧：「1990 年代の終わりまでに」、「1990 年の水準に」するべきと主張
- ・ 米：目標年次・水準を設定すべきではないと主張
⇒(a)、(b)の曖昧な表現となった

3、「排出量」について・・・目的と手段の乖離

4、「戻す」の表示について

- ・ 日欧：「安定化」・「削減」を主張
- ・ 米：「安定化」・「削減」には合意できないと主張
⇒「戻す」という表示になった＝2000 年以降の規定なし＝目的と手段の乖離

5、共同実施について

EC 諸国：EC 諸国内だけでなく EC 以外の国との共同実施の必要性をも主張

6、4 条 10 項の規定について

- ・ 産油国の主張・島嶼国の主張・森林保有国の主張

※ 1 から 5 は 2 項(d)により今後の検討対象

③、附属書 II 国（先進国）

途上国が義務履行するための費用を負担

新規かつ追加的資金の供与（技術移転も含む）

＊資金供与制度（第 11 条、第 21 条）

- ・ 先進国：運営は地球環境基金（GEF）等、既存のメカニズムの活用を主張
- ・ 途上国：新たな資金供与メカニズム創設を主張
⇒GEF を資金供与制度の運営について暫定的に委託される国際的組織とする
- ・ 第一回会合で暫定的措置の検討

参考文献

- ・ 河野章「気候変動に関する国際連合枠組み条約」ジュリスト NO.1029 1993 年
- ・ 清水康弘「地球温暖化防止のための国際的枠組み」ジュリスト NO. 995 1992 年
- ・ 岩間徹「気候変動枠組み条約における一般的原則と義務」ジュリスト NO.995 1992 年
- ・ 赤尾信敏「地球を訴える」
- ・ 山口光恒「地球環境と企業」、「地球環境問題と企業」2000 年度講義レジュメ